

市役所の窓口受付時間を変更します

業務改善のための時間を確保し「今後の市民サービス向上に向けた取組」を進めるとともに、「職員の働き方改革」に努めるため、窓口受付時間を変更します。

問人事課☎228

8月3日(月)から

対象施設：市役所本庁舎・保健センター・水道部

午前9時～午後4時30分

※電話受付時間も原則として同様です。

八潮市オンライン市役所を開設しました

一部の申請や届け出は、オンラインでも手続きが可能です。申請ができる各種手続きを集約したポータルサイト「八潮市オンライン市役所」を開設しましたので、ぜひご利用ください。



証明書をコンビニで取得できます

利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを使うことで、住民票の写しなどの証明書をコンビニでも取得することができます。

コンビニ交付サービスの 手数料が半額になります

サービスの普及を目指し、コンビニエンスストアなどでの証明書発行手数料が、窓口での発行手数料の半額になります。窓口と比べ短時間で発行できますので、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをご持参のうえ、ご利用ください。

問住民票・印鑑証明・戸籍関連＝市民課☎210、課税（所得）証明・非課税証明関連＝市民税課☎206

期間 8月1日(土)～令和10年3月31日(金)
手数料 戸籍謄本（抄本）220円、それ以外の証明書100円

「協働によるまちづくり」のルール「八潮市自治基本条例」

市では、「八潮市自治基本条例」に基づき、「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現を目指しています。八潮市を誇りに思えるようなまちづくりを進めるため、「協働によるまちづくり」と「八潮市自治基本条例」について考えてみましょう。

問市民協働推進課☎328

●「協働によるまちづくり」とは？

市がより良いまちになるように市民や市民活動団体、企業、行政（市役所）などが、役割を分担し、補いながら協力し合い、まちづくりに取り組んでいくことです。



●「八潮市自治基本条例」とは？

市民（企業、市民活動団体など含む）が主体となって議会や行政との協働により、「住みやすい」「住んでみたい」と思えるまちづくりを進めるために、必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めたものです。

●なぜ「自治基本条例」が必要なの？

「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づくまちづくりを進めるうえで、市民・市議会・行政それぞれの役割と責務、「まちづくり」の基本的なルールを定める必要があります。

●まちづくりを進めるための3つのポイント（自治の基本原則）

参画：行政が行う取り組みに主体的に関わること。行政は、市民に対して参画の機会を保障し、まちづくりを進める。

協働：市民・市議会・行政は「協働」を基本としたまちづくりを行う。

情報：市民・市議会・行政は、情報を共有し、市議会・行政は、市民に対して迅速かつ適切に情報を公開する。

「八潮市自治基本条例」を検証しています

この条例が社会情勢に適合しているかを定期的に検証しています。令和8年度は、八潮市自治基本条例検証委員会を設置し、施行から4回目となる検証を行っています。「八潮市自治基本条例」について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

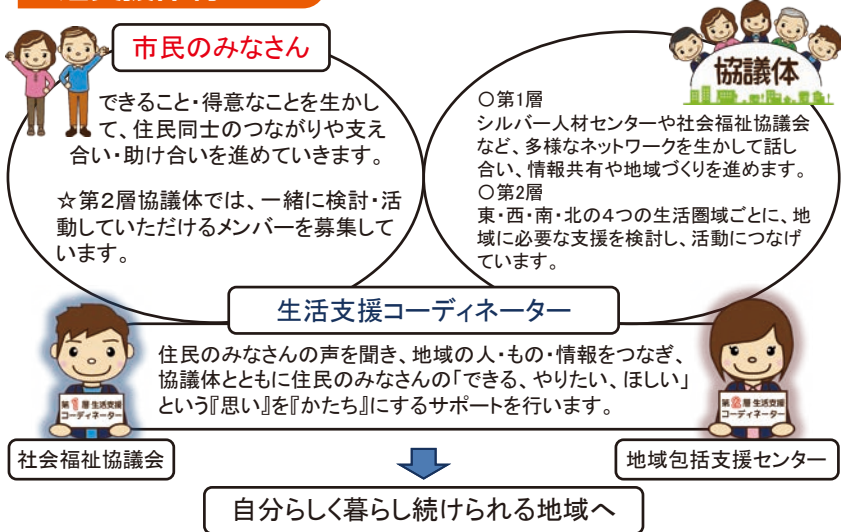


助け合い・支え合いのできる地域づくり～生活支援体制整備事業～

市では、年を重ねて日常生活に支援が必要となっても、いつまでも住み慣れた場所で生きがいを持って暮らし続けられるような地域づくりを、市民の皆さんと共に進めています。

問長寿介護課☎448

生活支援体制



やしお暮らしのお役立ち帳

高齢者の暮らしを支えるサービスの情報をまとめた冊子を作りました。冊子は、公共施設などに設置しているほか、市ホームページからも入手できます。



協議体の紹介

協議体は「地域にあったらいいな！」をかたちにするために、地域の仲間とつながり、話し合い、できることに取り組んでいく地域づくりのチームです。

第2層協議体	活動内容
やしおの東サポート隊 東部地域包括支援センターやしお苑 ☎998-8895	地域で買い物が困難な高齢者のための「買い物バス」の運行
にこっとよりあい会 西部地域包括支援センター ケアセンター八潮 ☎994-5562	花壇整備活動などを通して、人とのつながりややりがいの場づくり
困（こま）ちゃん気にかかけ隊 南部地域包括支援センター埼玉回生病院 ☎999-7717	集いの場の立ち上げ支援やちょっとした困りごとの解決に向けての支援活動
ほくぶ花しあい隊 北部地域包括支援センターやしお寿苑 ☎930-5123	電話による会話を通して、孤立を防ぎ、外出などのきっかけをつくる活動